



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年5月7日金曜日 第2164号

◇ 目次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	349
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	350
基本測量の実施の通知.....	351
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可 申請の概要.....	351

道路の供用開始（県道新居浜東港線）.....	352
公 告	
毒物劇物取扱者試験の実施.....	352
製菓衛生師試験の施行.....	352
調理師試験の実施.....	352

告 示

○愛媛県告示第555号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに愛南町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出の日 年月日
バルティ・フジ南宇和	南宇和郡愛南町城辺乙544番地	大規模小売店舗を設置する者の住所	株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 株式会社宮田 高知県高知市薊野町1105番地1	株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 株式会社宮田 高知県高知市中水道5番33号	平成16年 12月1日	平成22年 4月26日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ外4者	株式会社フジ外3者	平成22年 1月20日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに愛南町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第556号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに愛南町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年5月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
パルティ・フジ南宇和	南宇和郡愛南町城辺乙544番地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	2,609㎡	3,186㎡	平成22年 12月27日	平成22年 4月26日
		駐車場の位置及び収容台数	149台	79台		
		駐輪場の位置及び収容台数	105台	36台		
		荷さばき施設の位置及び面積	112㎡	164㎡		
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	62㎡	48.6㎡		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前9時	午前6時30分		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後11時30分まで	午前6時から午後11時30分まで		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	5箇所	2箇所	平成22年 9月1日	
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前7時から午後6時まで	午前6時から午後8時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに愛南町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第557号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年 5 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
ダイキエ X 美沢	松山市美沢一丁目9番33号	駐車場の自動車の出入口の位置	4箇所	4箇所	平成22年 5月8日	平成22年 4月21日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第558号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成22年 5 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- 2 作業期間 平成22年 5 月10日から
平成23年 2 月25日まで
- 3 作業地域 大洲市

○愛媛県告示第559号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成22年 5 月 7 日

愛媛県西条保健所長 新 山 徹 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
中元クリーニング株式会社
広島県府中市上下町上下945番地
代表取締役 中元 勇志
- 2 事業場の名称及び所在地
中元クリーニング株式会社四国新居浜工場
新居浜市黒島一丁目7番35号
- 3 特定施設に関する事項

(1) 3 - 1 - 1

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第67号「洗たく業の用に供する洗浄施設」	
特定施設の能力	1回当たり50キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 8 最大 7.5～10
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 145 最大 220

浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	150
	最大	200
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 13
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	4
	最大	5
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	16
	最大	18

4 汚水等の処理施設に関する事項

設 置 年 月 日	平成元年 1 月31日		
処 理 施 設 の 種 類	生物処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	活性汚泥処理及び凝集沈殿処理		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 10.9メートル 横 34メートル 高さ 5.5メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり400立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥処理及び凝集沈殿処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 8 最大 10	通常 6.7～7.5 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 140 最大 200	通常 20 最大 30
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 150	通常 20 最大 30
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 7 最大 8	通常 6 最大 8
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 6	通常 4.5 最大 5
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 360 最大 390	通常 360 最大 390	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.7~7.5 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30

窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 8
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 360 最大 390

○愛媛県告示第560号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 5 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	新居浜東港線	新居浜市田の上四丁目888番6から 同市田の上四丁目888番8まで	平成22年 5 月 7 日

公 告

○公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則(昭和26年愛媛県規則第26号)第4条第1項の規定により、平成22年毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成22年 5 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 試験の日時
平成22年 8 月 9 日(月)午後 1 時30分
- 試験の場所
松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県庁
- 受験願書の提出期間
平成22年 6 月14日(月)から18日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の請求先及び提出先
請求先 保健所(松山市の区域にあつては、松山保健所。以下同じ。)又は愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課
提出先 県内に居住する者は、住所地为管轄する保健所、県外に居住する者は、愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課

○公 告

製菓衛生師試験の施行について

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条第1項の規定による平成22年度製菓衛生師試験を次のとおり施行する。

平成22年 5 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 試験の日時
平成22年 7 月15日(木)13時00分
- 試験の場所
松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁
- 受験願書の提出期間
平成22年 6 月 7 日(月)から 6 月18日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の提出先
県内居住者については住所地为管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

調理師試験の実施について

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定による平成22年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成22年 5 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 試験の日時
平成22年 8 月10日(火)13時30分
- 試験の場所
松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁
- 受験願書の提出期間
平成22年 6 月22日(火)から 7 月 2 日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の提出先
県内居住者については住所地为管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。